

社会的養護のこれから

平成23年7月に厚生労働省において「社会的養護の課題と将来像」がまとめられ、中長期的な方向性が示されました。

社会的養護においては施設養護が9割を占めている現状がありますが、今後、家庭的な雰囲気の中で児童を養育できるよう施設規模を小規模化するとともに、里親やファミリーホームなどの家庭的養護が推進されています。社会的養護のこれからについて、宮城大学の桑名佳代子教授に寄稿いただきました。

社会全体で子どもを育む

わが国においては、もともと子育ては、家庭や地域社会による助け合いで担われていました。しかし、戦後の高度経済成長期を経て、地域におけるお互いのつながりと助け合いが失われ、子どもの育ちや子育てが急速に閉鎖的な状況に追い込まれてきました。このような中で、母子癒着などの家族問題が発生し、「育児の孤立化」「子育て不安・負担」「いじめ・不登校・引きこもり・非行の低年齢化」、そして「子ども虐待」や「ドメスティック・バイオレンス」など、様々な社会問題が生じてきたのです。こうした状況に対応するために、かつて地域社会が担っていた子育て・子育ての機能を社会の仕組みとして組み入れて、社会全体で応援することが必要とされ、子育て支援策が強化されてきています。



一方では、親の養育放棄や病氣、虐待など様々な理由によって、親と生活できない子どもたちが年々増加しています。親が無かったり、親に育てられない子どもを公的責任のもとで社会的に養育し、保護することは「社会的養護」と呼ばれます。このような子どもにこそ、「子どもの最善の利益のために」という考え方で、「社会全体で子どもを育む」という考え方を理念とする社会的養護が必要であり、子どもが心身ともに健康に育つという基本的な権利を保障するものです。

社会的養護制度とは

社会的養護は、大きく「施設養護」と「家庭養護」に分けられます。施設養護は、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設があり、一方で「家庭で育つ」というあたりまえのことを保障する家庭養護には「里親」と「ファミリーホーム」(平成21年度から制度化)があります。わが国では、社会的養護の対象となる子どもは約4万7千人です(平成22年3月末)。そのうち児童養護施設には約3万人、乳児院が3千人で、9割が施設養護となっており、里親等委託率(ファミリーホーム含む)は10・8%です。国際比較では(2000年前後の状況)、里親委託率がオーストラリア91・5%、アメリカ76・7%、イタリア62・1%となっており、施設・里親の比率が



宮城大学看護学部 教授 桑名 佳代子

専門は「母性看護学」
千葉大学看護学部1期生
助産師として東京女子医科大学病院勤務
東北大学大学院教育学研究科(教育学修士)
平成9年 宮城大学看護学部助教授を経て、
平成16年4月より現職 前看護学部長

9・1となっている日本の現状は、施設養護に依存していると指摘されるところです。

日本の社会的養護制度は、戦後の戦争孤児対策として始まり、社会状況とともに入所理由は変化し、1990年代前半には10%程度であった虐待が90年代半ばから急激に増加し、現在では児童養護施設に入所している子どものうち、半数以上は虐待を受けています。虐待を受けた子どもは、身体的な暴力によって生じる障害や育児放棄による成長発達のゆがみばかりではなく、愛着形成に問題を抱え、心の傷をもっていることが多くみられます。このような子どもには、安全で安心して暮らすことができる環境の中で、他者との基本的信頼を基盤とした愛着関係を築き、より良い心身の発達と社会性を育むことが望まれます。そこで、社会的養護に求められる役割や

機能についても、社会環境の変化に応じた見直しが必要となり、平成23年7月に厚生労働省から次のような将来像が示されました。

最も基本となる方向性は、家庭的養護の推進です。「里親委託がイドライン」(平成23年3月)には「里親委託優先の原則」が明確に示されました。社会的養護のすべての子どもは、温かく安定した家庭で養育されることを望み、里親委託を優先することを原則とするものです。

しかし、里親の数はまだまだ不十分であり、施設養護の役割も大きいことから、同時に施設養護の在り方も検討されています。現在、児童養護施設は定員100名を超えるような大規模施設もありますが、施設の小

規模化・地域分散化を進めて、より家庭的な養育環境とすることが示されています。今後、十数年をかけて、里親等、グループホーム、本体施設を3分の1ずつにするという姿が掲げられています(図)。

里親制度の裾野を広げる

ところで里親制度は、児童福祉法に基づいて、里親になることを希望する方にお子さんの養育をお願いする制度で、「養育里親」「専門里親」「養子縁組希望里親」「親族里親」に分けられます(表)。

里親の種類

養育里親	保護者がいなかったり、保護者に養育させることが不適当と認められる子どもを自分の家庭に受け入れ、養育する里親です。
専門里親	虐待を受けた子どもなどを受け入れ、専門的養育をする里親です。里親として一定の経験があること、専門里親研修を修了していることなどの要件があります。
養子縁組希望里親	養子縁組によって養親となることを希望する里親です。
親族里親	保護者が死亡、行方不明などにより子どもの養育が行えない場合に、子どもの3親等以内の親族が養育する里親です。

里親等委託率は、愛媛県の4・6%から新潟県の32・5%と自治体間の格差が大きく、宮城県は15・2%と高い方から12位となっています(平成22年3月末)。子ども・子育て

ビジョンでは、平成26年度に里親等委託率を16%とする目標を設定しています。里親に登録されるとすぐに子どもが委託されると思われる方が多いのですが、児童相談所が里親の希望、意見、家庭状況等を充分考慮して、子どもとの適合性を判断して養育をお願いすることになります。子どもと里親のより良いマッチングを考慮すると、登録里親の裾野を広げることが求められます。里親になると里親手当、生活費、学校教育費、お子さんの医療費などが公費で支給され、各種保障が受けられます。里親制度についても詳しく知りた

さらに学校や地域の理解が必要であることが分かります。このように、社会的養護においては、児童相談所、施設、里親の三者の強い連携・協力と地域の方々の温かい理解が必須であり、また社会的自立をよりよく達成できるような財政支援、生活支援等が重要になります。

みやぎの取り組み

宮城県および仙台市の社会的養護をよりよい方向に進めていくことを目的として、宮城県里親連合会のト蔵康行氏(ざおうホーム)が代表を務める「こどもの夢ネットワーク」が平成20年に結成されました。みやぎの社会的養護を考える」というテーマで、連携する三者を中心とした研修会を年2回、現在までに6回開催しています。私もスタッフとして関わらせて頂いていますが、着実に成果があがってきていると感じています。一般の方の参加も大歓迎です。みやぎの社会的養護について、一緒に考えてみませんか。(寄稿)

